

# Zentokkyo Monthly Report 令和元年7月度

(各支部の活動状況)

一般社団法人 全日本特殊鋼流通協会

U R L <http://zentokkyo.or.jp>

E-mail [info@zentokkyo.or.jp](mailto:info@zentokkyo.or.jp)

	内 容
本 部	<p><u>第25回調査研究委員会</u>            日 時：7/ 1 (月) 15:00～17:00 於：大阪・鐵鋼會館 1号会議室 出席者：7名            内 容：①特殊鋼流通統計調査の集計推移について            ②第89回(1-3月)景況アンケート調査報告について            ③第90回(4-6月)景況アンケートの設問について            ④令和元年度事業計画及び予算について            ⑤次回委員会日程について</p> <p><u>第19回広報委員会</u>            日 時：7/10 (水) 15:00～17:00 於：大阪・鐵鋼會館 1号会議室 出席者：9名            内 容：①広報誌「すていーる 68号」の記事校正確認等について            ②広報誌「すていーる 69号」の記事内容等について            ③令和元年度事業計画及び予算について            ④次回委員会日程について</p> <p><u>人材育成委員会／特殊鋼販売技士検定試験委員会／3級合否判定会議</u>            日 時：7/17 (水) 15:00～17:00 於：東京・鉄鋼会館 1F 会議室 出席者：13名            内 容：①特殊鋼販売技士3級検定試験の合否判定について            受験者：394名、合格者：372名、合格率：94%            ②講師講評について            ③検定試験委員長総評について            ④西日本ブロックのWEB講座の実施状況について</p> <p><u>第17回経営効率化委員会</u>            日 時：7/18 (木) 15:00～17:00 於：東京・鉄鋼会館 1F 会議室 出席者：9名            内 容：①令和元年度事業計画及び予算について            ②全国イベント「第4回全特協全国ボウリング大会」開催について            開催日程：10月12日(土) 場所：東京・品川プリンスホテルボウリングセンター            ③玉掛講習会について            ④次回委員会日程について</p> <p><u>第19回人材育成委員会</u>            日 時：7/22 (月) 15:00～17:00 於：大阪・鐵鋼會館 1号会議室 出席者：9名            内 容：①第18回の人材育成委員会議事録報告について            ②令和元年度事業計画及び予算について            ③令和元年度販売加工技士・販売技士研修講座実施状況について            ④令和元年度販売技士3級検定試験採点結果と合否判定について            ⑤西日本ブロックのWEB講座の実施結果について            ⑥将来の研修講座の在り方について            ⑦次回委員会開催日程について</p>
東 京 支 部	<p><u>特殊鋼販売技士3級検定試験</u>            日 時：7/ 3 (水) 13:30～15:30 於：鉄鋼会館 8階 801号室 受験者：117名  <u>賛助会員との交流会 (講演会及び懇親会)</u>            日 時：7/19 (金) 18:00～19:00 講演会 於：海運クラブ 2階 参加者：70名            講師：杉本 美香 氏 ロンドンオリンピック銀メダリスト            演題：「笑顔」            19:10～20:50 懇親会 於：海運クラブ 2階 参加者：70名</p>
大 阪 支 部	<p><u>特殊鋼販売技士3級検定試験</u>            日 時：7/ 3 (水) 13:30～15:30 於：大阪・鐵鋼會館 受験者：112名  <u>ボウリング大会 西ブロック予選会 (「西鋼会」)</u></p>

	<p>日 時：7/ 5 (金) 19:00～ 於：「弁天町グランドボウル」 出席者：36 名  <u>全特協大阪支部ビジネススクール</u></p> <p>日 時：7/11 (木) 9:00～17:00 於：大阪・鐵鋼會館 参加者：41 名          内 容：営業スキル強化セミナー/お客様の心をつかむ          「信頼関係を構築する営業術スクール」          講 師：モチベーションコンサルタント&amp;人財育成トレーナー 高村 幸治 氏  <u>ボウリング大会 南ブロック予選会 (「南風会」)</u></p> <p>日 時：7/12 (金) 19:00～ 於：「MAG' s スミノエ」 出席者：42 名  <u>平成 30 年度自工会講演会(特殊鋼倶楽部との共催)</u></p> <p>日 時：7/17 (水) 10:30～12:00 於：大阪・鐵鋼會館 出席者：101 名          内 容：演題：「最近の自動車産業の動向」          講 師：(一社)日本自動車工業会 持田弘喜氏  <u>ボウリング大会 東ブロック予選会 (「東鋼会」)</u></p> <p>日 時：7/18 (木)・19 (金) 19:00～ 於：「ボウリングスペースhit」 出席者：66 名</p>
名古屋支部	<p><u>特殊鋼販売技士 3 級検定試験</u></p> <p>日 時：7/ 3 (水) 13:30～15:30 於：imy 受験者：141 名 (合格者 136 名)  <u>定例講演会 (三団体共催)</u></p> <p>日 時：7/16 (火) 13:30～15:00 於：安保ホール 出席者：120 名          内 容：講演：最近の自動車産業の動向          講師：(一社)日本自動車工業会 持田弘喜様  <u>人材育成部会/研修担当講師との交流会</u></p> <p>日 時：7/23 (火) 18:00～20:30 於：名古屋国際ホテル 出席者：14 名          内 容：①本部報告          ②平成 30 年度事業経過報告及び予定について          ③平成 30 年度事業の担当割について          ④研修担当講師との交流会</p>
東北支部	<p><u>第 4 回全特協・東北ボウリング大会&amp;支部予選会</u></p> <p>日 時：7/ 6 (土) 13:00～15:00 於：コロナキャストボール 参加者：33 名          結 果：団体優勝：竹内ハガネ商行 A チーム 938 ピン          準優勝：ノボル鋼鉄 A チーム 777 ピン          第 3 位：藤田商事チーム 750 ピン          ※全国大会参加：竹内ハガネ商行見事 4 連覇になり大会規定によりノボル鋼鉄 A チーム          が全国大会参加となる          個人優勝：齋藤和幸 (竹内ハガネ商行) 365 ピン          準優勝：若生大智 (ノボル鋼鉄) 321 ピン          第 3 位：相原翔太 (竹内ハガネ商行) 295 ピン</p>
北関東支部	<p><u>特殊鋼販売技士 3 級検定試験</u></p> <p>日 時：7/ 3 (水) 13:30～15:30 於：足利地場産センター 受験者：15 名</p>
静岡支部	<u>特になし</u>
中国支部	<p><u>特殊鋼販売技士 3 級検定試験</u></p> <p>日 時：7/ 3 (水) 13:30～15:30 於：深江特殊鋼(株)本社会議室 受験者：9 名</p>
九州支部	<u>特になし</u>
青年部会	<u>特になし</u>

**[事務局だより]**

**1. 消費税率の引き上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について (経済産業省より)**

消費税 (地方消費税を含みます。以下同じ。) は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税ですが、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成 25 年法律第 41 号) (以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。) が制定されています (平成 25 年 10 月 1 日施行)。

消費税転嫁対策特別措置法においては、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置、価格の表示に関する特別措置並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が講じられています。

平成 30 年 11 月 28 日に公表された「消費税率の引上げに伴う価格設定について (ガイドライン)」においては、小売事業者が自らの経営判断により値引きを行うことに法令上の制約はないことを示す一方で、事業者間の取引については、下請事業者等がしわ寄せを受け、適正な価格転嫁ができず、増税分を負担させられるような事態があってはならず、本年 10 月の消費税率引上げに際しても、消費税転嫁対策特別措置法で禁止され

ている不当な行為がなされないよう、引き続き、監視や周知を厳格に行っていくことを明らかにしています。

さらに、平成31年3月29日には、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」（平成25年公正取引委員会）を改正し、消費税転嫁対策特別措置法上の考え方の一層の明確化を図っています。

上記の趣旨及び別紙の遵守事項等について十分理解し、本年10月の消費税率の10%への引上げに当たって、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことがないよう、現場担当者に限らず貴社全体に周知徹底を図っていただくとともに、担当役員等の責任者にはこれらの指導及び監督に当たらせるなど、貴社全体で適切な措置を講じるよう強く要請します。

また、上記の特別措置以外にも、消費税率の引上げに当たって、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）に違反する行為を行わないように併せて要請します。

参照 [https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190627005/20190627005\\_01.pdf](https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190627005/20190627005_01.pdf)

## 2. 令和元年度「福島県企業立地セミナー」開催のお知らせについて（経済産業省より）

福島県の優れた立地環境や魅力をアピールする「福島県企業立地セミナー」を東京都で開催いたします。

セミナーでは、内堀知事と立地企業によるトークセッションや県内の各市町村長によるショートプレゼンテーションを実施します。

セミナー後には交流会を開催し、県内各市町村のブースにて産業用地や地域の魅力をご案内します。県内自治体関係者や参加者との情報交換・交流の場にご活用ください。

福島県への立地をご検討の方や福島県について関心をお持ちの方のご来場を心よりお待ちしております。

【日時】令和元年8月21日（水曜日）15時30分から18時00分

【会場】帝国ホテル東京 3階 富士の間（東京都千代田区内幸町1-1-1）

【主催】福島県・福島県企業誘致推進協議会

【参加費】無料（事前申込）

申込方法やセミナー内容の詳細等は、別添チラシ、下記ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021a/kigyourittisemina-.html>

【問い合わせ先】福島県商工労働部企業立地課（担当/奥山、山倉）

Email : [investment@pref.fukushima.lg.jp](mailto:investment@pref.fukushima.lg.jp) /TEL : 024-521-7280/FAX : 024-521-7935

## 3. 製造業の知的財産関係優越的地位の濫用実態調査報告書について（経済産業省より）

令和元年6月14日、公正取引委員会は、独占禁止法の優越的地位の濫用行為又は下請法違反行為の未然防止の取組の一環として「製造業者のノウハウ・知的財産を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」を公表しました。（※1）

（※1）公正取引委員会HP <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190614.html>

本調査は、公正取引委員会が、有識者から「優越的な地位にある事業者が取引先の製造業者からノウハウや知的財産権を不当に吸い上げている」といった指摘が複数寄せられていることを踏まえ、実施したものです。

調査結果として、①ノウハウの開示を強要される、②名ばかりの共同研究を強いられる、③特許出願に干渉される、④知的財産権の無償譲渡を強要される等のこれまであまり知られてこなかった多数の事例が報告されたところです。（※2）

この度、調査結果を踏まえ、公正取引委員会、経済産業省、特許庁及び中小企業庁より、製造業者のノウハウ・知的財産権に係る優越的地位の濫用行為等の未然防止のための対応依頼の連絡がございました。

知的財産権の保護、優越的地位の濫用行為等の未然防止の観点から、本調査報告書について、傘下の会員企業宛てに周知いただくとともに、報告書に記載された事例のような不適切な行為が行われぬよう注意喚起をお願いいたします。

併せて、公正取引委員会では、知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等について情報収集に努めるとともに、違反行為に対しては厳正に対処していく（下請法違反行為については中小企業庁と連携して対処していく）旨についても周知願います。

（※2）ただし、『優越的地位の濫用規制の観点から問題があると評価されるのは、これらの行為が「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に」（独占禁止法第2条第9項第5号）行われて製造業者に不利益を与える場合である。そのため、製造業者がノウハウや知的財産権の移転等に係る対価の支払を受けるなど、納得した上で取引先の要請を受け入れている場合や不利益が生じていない場合には、優越的地位の濫用として問題とはならない点に注意が必要である。』とされております。（「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」P.23より抜粋）

\*6月度の訂正です。

大阪支部 第8回はがねの日記念ファミリーコンサート

演奏：カリュブス・ストリング・アンサンブル ⇒ シュタールフィル・ハーモニー管弦楽団